

高知県商店街等省エネルギー推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧	備考
高知県商店街等省エネルギー推進事業費補助金交付要綱 第1条～第7条 《略》 (実績報告等) 第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の <u>3月25日</u> のいずれか早い期日までに、別記第3号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項に規定する実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。	高知県商店街等省エネルギー推進事業費補助金交付要綱 第1条～第7条 《略》 (実績報告等) 第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の <u>2月28日</u> のいずれか早い期日までに、別記第3号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。	文言修正
第9条～第15条 《略》	第9条～第15条 《略》	
附則 1 この要綱は、令和5年7月24日から施行するものとする。	附則 1 この要綱は、令和5年7月24日から施行するものとする。	

高知県商店街等省エネルギー推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧	備考
<p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第6号まで及び第10号、第7条、第8条第3項、第11条、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年10月18日から施行するものとする。</u></p>	<p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号から第6号まで及び第10号、第7条、第8条第3項、第11条、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	